

再意見書

平成 21 年 3 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーひーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年1月29日付け情郵審第11号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年1月29日付け情郵審第11号で公告された接続約款の変更案(以下、「本変更案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

他社意見	意見
<p>【KDDI 殿意見】(P1)</p> <p>なお、平成22年度以降の接続料については、平成20年度終了後に作成・公表される接続会計のデータを用いて改めて算定されるものですが、平成21年度の接続料と大きな乖離が生じた場合には利用者に対して大きな不利益を与える可能性もあることから、プライシング等の考え方については、引き続き検討することが必要であると考えます。</p>	<p>【意見】</p> <p>KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿及びイー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿の意見に賛同します。</p> <p>東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という)殿(以下、NTT 東日本及び NTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)の接続料算定に関しては、引き続き検討すべき課題が存在しています。</p> <p>従って、KDDI 殿が主張しているプライシングの考え方や、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が主張しているコストドライバの在り方のほか、長期の将来原価方式の採用を前提とした接続料算定方式の在り方や帯域換算係数及び QoS の加味の適正性等については、弊社共の当初意見でも述べたとおり別途研究会を立ち上げる等によって更に議論を深める必要があるものと考えます。</p>

他社意見	意見
<p>今回、QoS換算係数が設定されており、QoSの差異によって通信サービスの品質が異なりネットワークへの負荷の程度や最終利用者へのサービスの提供条件にも差異が発生することを踏まえれば非常に有意義なことであると考えますが、その設定内容の適正性について今後も検証が必要であると考えます。また、適正性の検証については帯域等換算係数においても同様に必要と考えます。</p>	<p>えます。</p>
<p>【KDDI 殿意見】(P1)</p> <p>また、NGNは発展段階にあり、技術の進展等に伴って算定方法の見直しや、接続会計に基づいた接続料算定を行う機能の追加が必要となる可能性があります。</p> <p>NGNはボトルネック設備と一体で構築された第一種指定電気通信設備であることから、予め相互接続を前提として構築されることが適当です。その際、多数の事業者が利用することが想定される機能については、公正競争を促進する観点から適時・適切にアンバンドルを行い、当該機能がインターネット接続機能のようにNGNが本来有しておくべきものである場合には、接続費用についても、ネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用として整理すべきです。</p>	<p>KDDI 殿の意見に賛同します。</p> <p>NTT-NGN は第一種指定電気通信設備として、接続事業者の要望する機能については適時・適切にアンバンドルされるべきであり、その接続費用についてもネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用とすることを基本に整理すべきです。</p>

以上